

第274回岩手県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和5年2月14日（火）
- 2 開催年月日 令和5年3月22日（水）午後1時30分から午後2時14分まで
- 3 開催場所 盛岡市勤労福祉会館3階 研修室兼展示室

4 出席者

委員（8名）

佐藤由也委員、菊池岩男委員、高橋愛委員、佐井守委員、柏眞喜子委員、
村山定雄委員、島川良英委員、佐野賢治委員

[欠席委員：峰岸有紀委員、伊藤絹子委員]

岩手県

森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長、太田漁業調整課長、野澤振興担当課長、藤原主任主査、荒木主任主査、桂川主任、高梨主任、玉山技師、筒井沿岸広域振興局水産部長、阿部大船渡水産振興センター所長、志田宮古水産振興センター所長、工藤県北広域振興局水産部長、五十嵐内水面水産技術センター所長

事務局

前川事務局長、日向技術主幹兼事務局次長、加賀主任主査

傍聴者

石田享一

報道関係者

なし

5 委員会の議事

第1号議案 内水面漁場計画の案について（諮問）

第2号議案 公聴会の日時及び場所の決定について

6 報告事項

（1）共同漁業権及び区画漁業権の免許をすべき者の判断基準（案）について

（2）第五種共同漁業権に係る増殖基準（案）について

7 委員会の経過

前川事務局長

それでは、定刻になりましたので、会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

佐藤会長

ただ今から、第274回岩手県内水面漁場管理委員会を開催いたします。開催に当たまして、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、年度末の大変お忙しいところ御出席をいただき、ありがとうございます。また、県の方々にも御出席をいただき、御苦労様でございます。

さて、本日、御審議いただく議案でございますが、内水面漁場計画の案と公聴会の日付及び場所の決定についての2件でございます。また、報告事項では、漁業権免許の判

断基準のほか1件について、県から御報告をいただく予定としておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、簡単ではございますが開会の挨拶といたします。本日は、よろしくお願いいたします。

前川事務局長

ありがとうございました。それでは、これからの議事進行につきましては、会長にお願いいたします。

佐藤会長

それでは、早速、議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。

本日は、伊藤絹子委員、峰岸有紀委員の2名が欠席でございます。また、高橋愛委員が遅れておりますが、7名が出席しておりますので、会議は成立いたします。

(高橋愛委員、入室・着座)

次に、本日の議事録署名委員についてであります。岩手県内水面漁場管理委員会規程第8条第2項の規定に基づき、私から指名させていただきます。

本日の議事録署名委員として、佐井守委員と高橋愛委員をお願いいたします。

佐藤会長

それでは、議事に入ります。第1号議案「内水面漁場計画の案について（諮問）」でございます、を上程します。事務局から説明をお願いいたします。

前川事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

本議案に係る資料といたしましては、この赤色表紙の資料のほか、別冊1として「岩手県内水面漁場計画の案」、それから別冊2で「現行免許と計画案の対照表」、別冊3で「漁場図」をそれぞれ取りまとめたものをお配りしてございますが、事務局からは、赤色表紙の資料で諮問の根拠やこれまでの処理経過等について御説明をさせていただきます。

第1号議案「内水面漁場計画の案について（諮問）」の要旨、岩手県知事から、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第2項において読み替えて準用する第64条第4項の規定により、内水面漁場計画の案について、当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、本議案に関連します関係法令の内容について御説明いたしますので、4ページを御覧願います。漁業法の抜粋になります。

今般、県から諮問のありました内水面漁場計画の案は、本年9月1日に切替えとなります漁業権に係るものでございまして、関係する漁業といたしましては、太字で表記してございますが、第60条第5項第5号の第五種共同漁業でございます。

次に第62条から第64条までは「海区漁場計画」に係る規定として表記されておりますが、次の5ページ、中ほどの第67条第2項を御覧願います。ここで、「第62条第2項、第63条第1項及び第2項並びに第64条から前条までの規定は、内水面漁場計画について準用する。」こととされております。

これを踏まえまして、もう一度4ページに戻っていただきますと、第62条第2項では、読み替えますけれども、内水面漁場計画で定めるべき事項について、第1号のイ「漁場の位置及び区域」から、への「関係地区」まで、具体的に規定されております。

更に、この内水面漁場計画を作成する手続きにつきましては、第64条で順序立てて規定されておまして、次の5ページに跨りますが、県では、同条第1項から第3項の規定に基づき、利害関係人の意見を聴いたうえで計画の内容を検討し、計画案を作成してございます。

また、第4項では、ここも一部読み替えますが、その内水面漁場計画の案を作成したときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならないことが規定されておまして、これが今般の諮問の根拠となるものでございます。

なお、次の第5項につきましては、この後、御審議いただく第2号議案に関する公聴会に係る規定となつてございまして、当委員会では、県から諮問のあった漁場計画の案に対して意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、利害関係人の意見を聴かなければならないこととなっております。

参考までに、3ページになりますが、今般の漁業権切替えに係るこれまでの手続き経過と今後の免許までの予定について表で整理しておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

それでは、知事からの諮問の内容につきまして御説明いたします。1ページを御覧願います。令和5年3月2日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、「内水面漁場計画の案について（諮問）」。本文では、本年9月1日に切替えとなる第五種共同漁業権について、内水面漁場計画の案を作成したので、委員会の意見を求めることが記載され、その下に「記」として免許予定日、存続期間及び申請期間が示されてございます。

前段で御説明いたしましたとおり、今後、委員会として、内水面漁場計画の案について答申するに当たり、事前に公聴会を開催することになりますが、その公聴会を開催するためには、あらかじめ利害関係人に対して、意見を聴く内水面漁場計画の案をお示しする必要がございます。今般、県から諮問のございました計画案を、その公聴会を開催するための縦覧資料として関係市町村や県の機関に配架したいと考えてございますが、委員会として、この計画案について内容を了知しておく必要がございますので、その具体的な内容につきましては、県水産振興課から御説明をお願いいたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

太田漁業調整課長

水産振興課、太田でございます。それでは、第1号議案「内水面漁場計画の案について」、御説明させていただきます。失礼ですが、以降、着座にて御説明させていただきます。

資料の2ページをお開き願います。こちらに、内水面漁場計画（案）の概要を示しているところでございます。令和5年度漁業権一斉切替えに伴う内水面漁場計画につきましては、①の改正漁業法と②から④に掲げる国の通知等を踏まえまして、本県の内水面

漁業の実情を加味して、⑤の作成基準とその運用に基づいて作成しております。

基本的には、漁業協同組合からの要望を重視しておりますが、1月の委員会で御報告いたしました資源管理等の状況報告を踏まえ、1の表に示したとおり、現行の漁業権設定河川よりも1河川少ない33河川に内水面漁場計画を作成いたしました。現行と同様に、全て第五種共同漁業権でございます、いわゆる養殖を目的とした区画漁業権の漁場計画はございません。

2の漁場計画の内容についてですが、概ね現行の漁業権と同様でありまして、ここに挙げる33河川について、資源管理状況等を勘案し、部分的に変更を加えております。なお、新規に設定した河川はございません。(1)としまして、現行の漁業権者からの要望に基づき、内共第30号広瀬川と内共第31号人首川の漁業権魚種に「もくずがに」を追加しております。(2)としまして、自然環境の変化や資源管理等の報告を踏まえ、内共第2号久慈川及び内共第22号雫石川の「わかさぎ」と、内共第14号盛川から「こい」を漁業権魚種から削除しております。(3)として、2月8日の海区漁業調整委員会との合同協議会でお諮りしました漁場区域の下流端につきまして、表記の変更を含めて、有家川を始めとする9河川について変更しております。(4)として、内共第22号雫石川につきましては、漁場の位置や関係地区等の漁業区域について、滝沢村が滝沢市に市制移行したことに伴い、表記を変更しております。最後に(5)になりますが、現行では漁業権を設定している磐井川につきましては、漁場計画を作成しておりません。これは、現行漁業権者であります磐井川上流漁業協同組合が継続的に運営できない状況にあり、資源管理状況等が確認できない状況にある現状から、漁場が適切かつ有効に活用されていないと判断したことに加え、関係地区を所管する一関市や近隣河川の漁業権者から継続の要望がないことが、その理由となっております。

別冊の説明に移らせていただきます。別冊が3部ございますので、順に御説明いたします。別冊1は、岩手県内水面漁場計画(案)の本文となります。公示番号順に33河川の漁場計画の内容となります漁場の位置及び区域、漁業の種類、名称及び時期、存続期間並びに関係地区を記載しております。

次に、別冊2について御説明いたします。こちらは、平成25年に作成しました現行免許の漁場計画と先ほど別冊1に記載しました漁場計画(案)との対比表を公示番号順に記載しております。表の左側に現行計画、右端に次期計画(案)を記載しているものでございます。

最後に、別冊3について御説明いたします。別冊3の1ページを御覧ください。こちらは、内水面漁場計画(案)の概況図としまして、33河川の漁場区域を図示しております。青が漁業権を設定しようとする河川、赤が漁業権を設定しない河川となります。図の右上、有家川に①と書いてありますが、この番号が第五種共同漁業権の公示番号の数字となります。番号を付した河川が本流、これに接続する番号を付していない河川がその支流となります。2ページ以降は、各河川の詳細図となりまして、沿岸の15河川については、河口付近の拡大図を記載しております。2ページを御覧ください。2ページの有家川の例では、右岸と左岸を結ぶ赤い線をア点とイ点としておりますが、こちらが漁

場区域の下流端となります。説明は以上でございます。

なお、今後、内水面漁場計画の公示に当たりましては、誤字や脱字などによる字句の訂正が必要となった場合には、その修正を県に一任していただければと存じます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

佐藤会長

ただ今、第1号議案について事務局及び県の方から説明がございましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がありましたら、御発言をいただきたいと思っております。

佐藤会長

ございませんか。

(「はい」の声)

佐藤会長

はい、ありがとうございます。御意見がないような御返事がございました。お諮りをしたいと思っております。第1号議案について、内容の変更を伴わない字句等の修正について県に一任することを含め、県が作成した内水面漁場計画の案をもって、公聴会のための縦覧資料とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

佐藤会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、諮問の案を公聴会のための縦覧資料とすることに決定をいたします。

第1号議案 終了

佐藤会長

次に、第2号議案「公聴会の日付及び場所の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

前川事務局長

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、水色の表紙の資料を御準備願います。

第2号議案「公聴会の日時及び場所の決定について」。要旨、漁業法第67条第2項において準用する同法第64条第5項及び第171条第4項の規定により、公聴会の日時及び場所を決定しようとするものでございます。

最初に、4ページをお開き願います。上段に漁業法の抜粋をお示ししてございます。先ほどの第1号議案でも、若干、触れさせていただきましたが、公聴会を開催する根拠は、太字で下線を引いている第64条第5項の所となります。一部読み替えますが、「内水面漁場管理委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該内水面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。」と規定されてございます。

次に、2ページを御覧願います。公聴会の手続きに関し必要な事項を定めた規程でございます。ポイントとなる所を太字で表示しておりますが、先ず、第2条で、委員会において、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめ、その決議をしなければならないこと。また、第4条では、公聴会を開こうとするときは、その期日の5日前までに、公聴会の日時、場所及び意見を聴こうとする案件を公示すること。更に、第6条では、公聴会における公述人の範囲が規定されておまして、これらの規定と前段の漁業法第64条第5項の規定に基づき、本年9月1日免許に向けた今後のスケジュール等を勘案して、公聴会の開催日時等の案を作成したところでございます。

なお、この公聴会を開催するに当たり、留意すべきポイントとなる事項について、下線を引いて表示してございますので、後ほど、御確認いただきたいと存じます。

それでは、1ページを御覧願います。公聴会の日時等の公示案になります。読み上げます。岩手県内水面漁場管理委員会公示第 号。漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第2項において準用する同法第64条第5項及び第171条第4項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。公示日につきましては、本日御承認いただければ、令和5年3月31日を予定しております。会長名でお出しいたします。

1の公聴会の日時及び場所でございますが、令和5年4月19日、水曜日、午後1時30分から、岩手県盛岡市内丸16番1号、岩手県水産会館5階大会議室としてございます。

2の公聴会において意見を聴こうとする案件につきましては、県から諮問のございました「内水面漁場計画の案について」でございます。

その「内水面漁場計画の案」の縦覧場所につきましては、3として、(1)関係市役所及び町村役場、(2)広域振興局の水産部及び水産部水産振興センター、(3)岩手海区漁業調整委員会事務局としてございます。

以上が、公聴会の開催に係る公示案でございますが、この公示案につきましては、県報掲載に当たって、今後、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるよう、お願いいたします。よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

佐藤会長

ただ今、第2号議案について事務局から説明がありましたが、これにつきまして委員の皆様方から御意見、御質問等ありましたら、発言をお願いしたいと思います。

柏委員

よろしいでしょうか。

佐藤会長

はい、どうぞ。

柏委員

単純な質問でなんですけど、この公聴会の際にはマスコミ関係とか、そういう方々はお呼びするというか、そういうふうにはならないんでしょうか。

前川事務局長

委員会と同様、公聴会も公開で開催をいたしますので、マスコミ、傍聴者等も、その

会議を傍聴できるという形になります。

柏委員

はい、ありがとうございます。

佐藤会長

その他はございませんか。

佐藤会長

御意見がなければ、お諮りをしたいと思います。ただ今の第2号議案について、原案の説明のとおり公聴会を開催することに決定してよろしいか、賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

佐藤会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案の説明のとおり開催することに決定をいたします。

本日の議案については、以上でございます。

第2号議案 終了

佐藤会長

次に、「報告事項」に移ります。報告事項(1)「共同漁業権及び区画漁業権の免許をすべき者の判断基準(案)について」、県から説明をお願いいたします。

太田漁業調整課長

それでは、報告事項の1番、「共同漁業権及び区画漁業権の免許をすべき者の判断基準(案)」につきまして、御説明いたします。黄色の表紙の資料を御用意願います。着座にて、失礼いたします。

先の漁業法改正によりまして、同一の漁業権について、免許の申請が複数ある場合には、その漁業権が新規漁場である場合や類似漁業権であっても現に免許を有する者からの申請がなかった場合には、漁業法の規定に基づき、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に免許をすることとなります。この判断基準につきましては、行政手続法の規定に基づき、あらかじめ審査基準を定め、公表する必要があります。このため、今年9月1日に免許切替えとなります共同漁業権と区画漁業権につきまして、判断基準(案)を作成したところでございます。

漁場計画は、海面と内水面で別々になっておりますが、判断基準につきましては、海面と内水面で共通となっておりますので、3月10日に開催されました海区漁業調整委員会と、本日の貴委員会にあらかじめお示ししたうえで制定し、現在漁業権を有する海面及び内水面の漁業協同組合に対してお知らせしたいと考えているところでございます。

では、資料の1ページをお開きください。第1の「目的」としまして、同一の漁業権に複数の免許申請があった場合、下記の基準により判断することを規定しております。なお、この基準は、あくまでも令和5年度における共同漁業権及び区画漁業権の一斉切替えの際に用いるものでありまして、例えば、今後、区画漁業権の途中免許を行うこと

となった場合などには、また別途、判断基準を策定することになります。

第2の「共同漁業権における審査基準」につきましては、内水面における第五種共同漁業権が該当しますが、共同漁業権の場合、その漁業権の関係地区の全部又は一部を組合地区内に含む漁業協同組合か漁業協同組合連合会でなければ免許を受けることができず、実質的に複数の方からの申請があることは想定されませんので、本県における審査基準は設けないことで考えております。

第3の「区画漁業権における審査基準」につきましては、本県の内水面漁場計画においては区画漁業権が設定されておりませんので、説明については省略させていただきます。

次に、2ページと3ページを御覧ください。共同漁業権については2ページの様式による事業計画書、区画漁業権については3ページから4ページによる事業計画書を作成していただきまして、これを免許申請書に添付していただき、県で免許すべき者を審査のうえ、決定することになります。なお、共同漁業権については、本県における審査基準は設けないことで考えていると申し上げたところではございますが、事業計画書については、漁業法施行規則において免許申請書に添付することとされているため、第五種共同漁業の免許申請者に対して、その作成と添付をお願いすることとしております。説明につきましては、以上でございます。

佐藤会長

ただ今、県の方から説明がありましたが、これについて、委員の皆様方から御質問等がございましたら、お願いをいたします。

佐藤会長

ございませんか。

佐藤会長

御質問等ないようでございますので、次に、「報告事項(2)」に移ります。

報告事項(1) 終了

佐藤会長

報告事項(2)「第五種共同漁業権に係る増殖基準(案)について」、県から説明をお願いいたします。

太田漁業調整課長

それでは、引き続きまして、報告事項(2)「第五種共同漁業権に係る増殖基準(案)」につきまして、御説明させていただきます。緑色の資料を御用意願います。着座にて失礼いたします。

先ず、資料の7ページにですね、増殖基準を制定する根拠となる漁業法や国の通知等について抜粋して載せておりますので、7ページを御覧ください。関係する箇所をゴシックの太字とし、特に重要な箇所に下線を引いております。

先ず、漁業法第168条について抜粋して読み上げますが、「内水面における第五種共同漁業は、免許を受けた者が水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならな

い。」とあります。

次に、増殖基準の制定に関する国の通知としまして、「海区漁場計画の作成等について」の第4の第3項－(7)－⑤のアにですね、第五種共同漁業権に係る免許時の増殖指針の公表が規定されております。なお、こちらの通知では「増殖指針」となっておりますが、県では、令和5年の漁業権一斉切替えに係る規程につきましては、これまでも「内水面漁場計画の作成基準」、「共同漁業権及び区画漁業権を免許すべき者の判断基準」としていたことに倣いまして、こちらも「増殖基準」としているところでございます。

資料1ページを御覧ください。こちらには、増殖基準(案)の概要を示しております。1の「制定の理由」としまして、第五種共同漁業権を免許する際の可否の基準として制定したことを示しております。

次に、2の「増殖基準の内容」としまして、基本的に、内水面漁場管理委員会において、毎年度の増殖目標を指示する際の内規を踏まえ、それぞれの項目毎に記載しております。項目1の「趣旨」は、先ほどの制定の理由と同じ内容となっております。項目2の「増殖の方法」として、漁業法第168条に基づき、第五種共同漁業権者の義務とする増殖は、種苗放流や産卵床造成等による積極的な行為を基本とし、単に漁具等の制限や禁漁区の設定等の消極的な行為は増殖とはみなさないとしております。項目3の「水産動物の種類別の増殖方法と留意事項」としまして、内水面漁場計画で対象とした水産動物、表中にあります11種につきまして、資料の2ページから5ページにかけて種類別の増殖方法を示しておりますので、こちらは後ほど御覧ください。項目4の「増殖の規模」として、河川環境や資源状況の他、過去の増殖実績等を勘案しながら、基本的には現行漁業権者への要望調査で報告のありました増殖規模、これを最低限度としているところです。具体的な数値は、資料の6ページの別表にまとめておりますので、こちら後ほど御覧願います。

なお、増殖の方法や規模については、内水面水産技術センター等研究機関の研究成果や最新の知見、漁業協同組合からの資源管理状況報告等を踏まえながら、見直しを行っていく予定としております。説明は以上でございます。

佐藤会長

ただ今、県の方から説明がございましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御質問等がございましたら、お願いをいたします。

佐藤会長

ございませんか。

柏委員

よろしいですか。

佐藤会長

はい、どうぞ。

柏委員

ちょっと、つじつまがちょっと分からなくて、先ほど冒頭に、第1号議案の内水面漁場計画(案)というところのピンクの表紙のところの御説明いただきました2ページの

ところで、(5)の現在漁業権を設定している河川のうち漁場計画をしない河川ということで磐井川が該当になっているということでしたけれども、今回の報告事項という形になって、この漁協の存在しない近隣河川からの要望がないという磐井川については、どういう扱いになって、どういうふうな公表になさるかということだけ伺いたいんですが。この磐井川っていうところが、結局、どういう扱いになるのかっていうことだけです。

佐藤会長

太田課長、どうぞ。

太田漁業調整課長

磐井川につきましては、漁場計画がないということで、そのまま漁業権の免許がされないこととなりますので、漁業権者がいないので、例えば、河川に対しての増殖とかです、そういう行為が行われないという形で、管理者がいない河川ということになります。

柏委員

ということは、存在が駄目になる、なくなるということですね。

太田漁業調整課長

次の免許の切替えからは、磐井川に対しての漁業権は、なくなります。

柏委員

ありがとうございます。

佐藤会長

その他はございませんか。

(佐井委員、挙手)

佐藤会長

はい、佐井さん、どうぞ。

佐井委員

報告事項の2番の1ページ目のですね、増殖基準の内容の中の4番の増殖の規模についてなんですが、河川の環境や利用状況等の変化、天然資源の再生産とあるんですけども、この天然資源の再生産は科学的な根拠とかがあってあるんですかね、それとも各漁協さんが一方的に申請した数字をそのまま鵜呑みにしていいかということなんですが、その辺は、どのような、科学的なところはありますか。それとも曖昧にすることで、色々いいことがあるのかどうか、教えてください。

佐藤会長

はい、太田さん、お願いします。

太田漁業調整課長

天然資源の再生産でございますが、委員の御指摘のとおり、科学的なデータというのを河川ごとにとっている訳ではございません。ただ、管理者の方の中で、日頃の河川の観察等によって、どういう所に産卵床があって、そこで再生産が行われているとか、そういった形のものが確認されている河川も多々ありますので、そういったものをそれぞれの漁業権者の方が見て、増殖計画の中に産卵床造成等含めてですね、入れていただく

というところでございます。よっぽど、極端にそういう数字が多かったりすれば、最終的にこちらの方の基準という中で、出すときに調整はさせていただきますが、基本的には申告していただいたものを、配慮しながら決めていくというふうに考えているところ
です。

佐井委員

ありがとうございます。分かりました。後ですね、簡単なものを2つほど、よろしい
ですか。増殖の対象となる「こい」と「ふな」なんですが、今、全国的に「こい」は外来
生物ということで、漁業権として扱っているところもあるんですが、「こい」をこれか
らどうすべきかという部分と、後、この「ふな」っていうのは何の「ふな」ですかね、
種類は何ですか。

佐藤会長

はい、太田さん。

太田漁業調整課長

「こい」につきましては、現在、増殖対象としている河川等もあるんですが、先ずコ
イヘルペスの関係がありますので、入手の方法ですとか放流数については、特段、基準
ということで数字的なものはお示ししておりませんので、そこについてはそのような対
応として。安全なものが入手出来て、それぞれの河川で放流できる数字ということでは
っきりしているものであれば、その数字で出していただければと思います。

「ふな」につきましては、基本的には、例えば「ゲンゴロウブナ」とか「銀ブナ」と
か「金ブナ」等々いますけど、「ふな」は「ふな類全てを含む」ということで。

佐藤会長

はい、いいですか。

佐井委員

分かりました。

佐藤会長

その他、ございませんか。

佐藤会長

御質問がないようであれば、最後の「その他」に移ります。

報告事項（2）終了

佐藤会長

委員の皆様方から、委員会で共有したい情報等がございましたら、お願いをいたしま
す。

佐藤会長

ございませんか。

佐藤会長

県の方からは何かございませんか。

太田漁業調整課長

ございません。

佐藤会長

それでは、事務局から何かございませんか。

前川事務局長

それでは、事務局から御連絡をいたします。先ほど、御決定いただきました公聴会の日時等に基づきまして、公聴会を来月4月の19日、水曜日、午後1時30分から、岩手県水産会館5階大会議室で開催をいたします。

また、その公聴会の終了後、引き続き、第275回委員会を開催をいたします。議題は、本日の内水面漁場計画の案の諮問に対する答申等を予定しております。

なお、その委員会では、本日、第1号議案で使用いたしました議案書を再度使用する予定でございますので、大変恐縮ですが次回の委員会の際に、御持参くださいますようお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

佐藤会長

はい、ありがとうございます。それでは、これで本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて委員会を閉会といたします。大変、御苦勞様でございました。

終了（午後2時14分）
